

# Money & Investment

ウイークデーの屋下がり。「たいきちマネー相談所」は相談者もなく静かです。新衣紗は大学へ行き、鯛吉はひとり、パソコンに向かっています。そこで珍しい人が訪ねてきました。

ついでるんでしょう?  
たいきち 自分の保険料は夫が納めていると思っている妻も多いですが、実は違います。第3号被保険者の年金については、第2号の加入者責で負担しています。  
たいきち 専業主婦は子育てや介護が忙しいので、みんなで助けてくれるのかしら。  
たいきち 結婚しても会社を辞めずに働き続ける妻は、ずっと第2号被保険者です。一方、自営業者など第1号被保険者の妻は専業主婦でも第1号として自分で保険料を払っています。シングルの女性も、第1号や第2号として保険料を納めています。

## はじめの一家 修業中

つくれてるんでしょう?  
たいきち もうひとつ「1号で働き始めると第2号に払っていいのね。  
たいきち 現在の仕組みは1986年から始まりました。当時は、女性は結婚すると仕事を辞め、家庭に入るケースが多く、社会進出も今は活発ではありませんでした。その後、専業主婦よりも働き世帯の方が多くなり、第3号は優遇されているという批判が強くなりました。それが「家庭に入つてママも働いて、早く返した方がいいよ。」「ママも働いて、早く返します。」「130万円の壁」という言葉が存じですか?」  
たいきち 第3号被保険者には、第2号に扶養されてい

## パートに新たな年収の壁

は結婚前は働いていたので第2号でした。先のことですが、藤志郎さんが定年になると奥さんは第1号に変わります。  
たいきち もし、その前にパパがクビになつたら?  
たいきち 藤志郎さんが定年前に脱サラしたり、失業したりする、やはり奥さんは第1号になります。そのあと企業に再就職すれば、また第3号に。奥さん自身がフルタイムで働き始めると第2号になります。  
たいきち 主婦の年金って、くるくる変わるものねえ。  
たいきち だいま、お客様かんかと思ったら、なんだママじゃない。  
たいきち 鯛吉さんに年金のことを教えてもらっていたの。老後を考えるといろいろ不安でしょ。実はパートで働くことも考へているのよ。  
たいきち それ、いいかも。うちは住宅ローンが残っていて、ママも働いて、早く返した方がいいよ。  
たいきち 実はパートで働くには本当はもっと働けます。一ヶ月130万円の壁」ということかしら。  
たいきち 2016年10月からはパートの厚生年金の適用が拡大されます。週30時間以上の勤務時間が20時間以上になるとセーブしている人がいます。「130万円の壁」という言葉をご存じですか?

たいきち 第3号被保険者には、第2号に扶養されてい

## 主婦の年金働き方で変動



### 就労促進へ制度見直し進む

みずほ総合研究所上席主任研究員 堀江 奈保子さん

安倍政権が女性の活躍推進を打ち出し、第3号被保険者や配偶者控除に見直し議論が出ています。専業主婦の就労を促す政策もあります。第3号の制度ができる當時は女性の年金権を確立したことで評価されました。しかし、最近では妻が働く時間を調整する要因として注目されています。これらの見直し議論は過去に出ては消えてしましました。実現の可能性を考えると撤廃より縮小の方向ででしょう。パートの厚生年金適用拡大もその一環です。国は働き方の選択に中立な税制・社会保障を掲げており、多くの働きと手取りが減るような制度は見直されいくでしょう。世帯の収入を主だけに頼るのはリスクがあります。主婦も働くなら働いて収入を得るライフスタイルを築くことが、本人にも日本経済にもプラスになるのではないでしょう。

企業に勤める約25万人が対象ですが、政府は先行き対象者を増やす考え方のようです。パートで働く主婦も130万円以上稼ぐと第3号ではなくなります。自分で年金や健康保険の保険料を払わなければなりません。そうなると世帯の手取りが減る可能性があるので、これが受け取る年金額が増え、病気や出産の際には健康保険から手当が出るといったメリットもあります。社会保険労務士の望月厚子さんは「自分のライフスタイルや家計の状況に見合った働き方を選ぶことであります。年収が103万円を超えると所得税がかかります。夫の税金が増えたり、夫の会社の配偶者手当が減ったりして、やはり世帯の手取りが減ることがあるのです。政

府は壁の存在が女性の就業意欲をそいでいると考えています。制度の見直し議論が出ていたのはそのためです。  
たいきち 主婦はもっと働きたいことはそのためです。

子どもを産んでも、仕事を辞めちゃだめよ。子どもの面倒働きがいや将来の収入増を目標とする手取りを重視するか、どちらか、よく考えたいですね。  
たいきち 新衣紗は結婚してもライフスタイルや家計の状況に見合った働き方を選ぶことであります。年収が103万円を超えると所得税がかかります。夫の税金が増えたり、夫の会社の配偶者手当が減ったりして、やはり世帯の手取りが減ることがあるのです。政



初野新衣紗(はじめの・にいさ、20)大学で金融を勉強中  
初野藤志郎(はじめの・とうしろう、50)・利子(りこ、47)新衣紗の両親  
有賀鯛吉(ありが・たいきち、28)隣に住むファイナンシャルプランナー・税理士